

第十六回 参議院文部・厚生連合委員会會議録第一号

(四〇二)

昭和二十八年七月三十日(木曜日)午後七時八分開会

委員氏名

文部委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

大谷 秀次君

のが百分の十でありますか、ということ、文部省といいたしましては非常に不満足でありますけれども、とにかくこれは将来にも少し助成の途を講ずることにして、取りあえず法律案を提出して、法律として成立させたほうがよろしい、こう考えましたので、実は事務的には非常に忙がしい思いをさせまして、提案をすることにいたしました。保険給付の内容その他について、一般の場合と差別があつて、この法案によるほうが利益であるという点につきましては局長のほうから申し上げます。

○政府委員(近藤直人君) 只今この法律による共済組合と、政府の健康保険法並びに厚生年金保険法との給付の内容の比較のお話がございますが、例えて申し上げます、その前に、この私学教職員共済組合法の建前といたしまして、国家公務員共済組合法、それは公立学校の教職員共済組合もこれを準用しておりますが、この公立学校教職員共済組合の内容に準じて考えております。法の精神は、公立学校教職員共済組合の精神を受けております。給付内容その他につきましては概ねそれに準じたものでございます。従いまして公立学校教職員共済組合の給付の内容と、健康保険法の給付の内容と、並びに厚生年金保険法の給付の内容との違いが、この組合と厚生年金並びに健康保険法の給付の内容の違ひになるわけでありまして、もうすでにおわかりのことと思ひますので、くどくどしく申し上げますが、例えて申し上げますれば現行短期給付におきましては、保険の給付におきましては保育手当金の場合、或いは分娩費の場合、或いは罹災給付

はこれは健康保険法においては全然規定はございませんが、そういう点につきましては規定を設けてございます。或いは長期給付について申し上げます、傷害給付の場合の規定の中に、厚生年金保険におきましては加算額の場合に二十年以上云々、これに對しましてこの公立学校教職員共済組合の場合には、加算額は十年を超える場合というふうな、内容的に差等がございます。先ほど申しましたように、公立学校教職員共済組合の給付の内容と、厚生年金並びに健康保険の給付の内容との違ひが大体これと同じように該当するものでございまして、

して、大体そういう気持ちで申し上げたのでございまして。
○湯山勇君 私この從來からある私立学校恩給財団並びに私立学校教職員共済会、これの解散の手続でございますが、これは正しく法人の解散の手続を取らないで、便法をとるというふうなことは、私どうかと思うのですが、こういうことは簡単に政令でできているものでございまして、
○政府委員(近藤直人君) 只今ございします財団法人私立恩給財団並びに財団法人私立学校教職員共済会の解散の手続でございますが、これに關しましては、私学恩給財団並びに私学教職員共済会のいふ、複雑な関係がございまして、通常の民法上に規定いたしました解散の規定を、そのままに適用いたしますことは適當でない。殊に基本財産を持つておりますので、さうな意味におきまして、別途政令で規定するといふのでございまして、

これは必要な事項を政令で定める、かようなことにいたしましたわけでありまして。
○湯山勇君 先ず文部大臣にお尋ねいたしますが、この法律を作つたことが、日本の社会保障のシステムにとつていいと思われるか。或いは余りよくないと思われるか。その点先ず一つお伺ひしたい。
○國務大臣(大達茂雄君) 私はこの法律を作ることが、現在の事情からみて、緊急であり、且つ非常に大切なことだと考えております。ただ全体の、社会保障制度全体の体系と申しますか、そういう点からは議論の余地があるかと思ひます。私はその点はよく細かい点はわかりませんが、内容が違ふのでありますから、むしろ公立学校の教職員の共済組合のほうの実質に合はせるべきものである、こういう意味で本法律案を提出したわけでありまして、

ら、別途の立法をしたのであります。
○湯山勇君 社会保障制度審議会は、何回にも亘つて、政府に向つて勸告いたしております。私も二年ほど委員をしておりまして、社会保障制度審議会の中には、各省の次官も加わつております。これはその勸告の中には、日本の保険制度は極めて複雑多岐である、何とかしてこれを一つとシンプルなシステムに変えて行くべきである、こういう勸告をしておられると思ひます。然るに文部省は、今日健康保険法の一部を改正して適用範囲を拡げる、こういうことをしているにかかわらず、なぜ私立学校のこうした教職員組合法案を作らねばならないか。そういう点について、御答弁をお願い申し上げます。
○國務大臣(大達茂雄君) お尋ねは、内容的にはちよつと前のお尋ねと同一だと思ひますから、その実質的な理由は只今お答えした点で御了解をお願いいたします。

それから社会保障制度審議会のほうで、只今のような意見のあることは承知しております。勿論審議会の意見はできるだけ尊重して参りたいと思つておりますけれども、又政府は政府の見るところがありまして、場合によつて審議会と意見を異にする場合がある、こういうことは止むを得ることでありまして、

○政府委員(近藤直人君) 只今この法律による共済組合と、政府の健康保険法並びに厚生年金保険法との給付の内容の比較のお話がございますが、例えて申し上げます、その前に、この私学教職員共済組合法の建前といたしまして、国家公務員共済組合法、それは公立学校の教職員共済組合もこれを準用しておりますが、この公立学校教職員共済組合の内容に準じて考えております。法の精神は、公立学校教職員共済組合の精神を受けております。給付内容その他につきましては概ねそれに準じたものでございます。従いまして公立学校教職員共済組合の給付の内容と、健康保険法の給付の内容と、並びに厚生年金保険法の給付の内容との違いが、この組合と厚生年金並びに健康保険法の給付の内容の違ひになるわけでありまして、もうすでにおわかりのことと思ひますので、くどくどしく申し上げますが、例えて申し上げますれば現行短期給付におきましては、保険の給付におきましては保育手当金の場合、或いは分娩費の場合、或いは罹災給付

はこれは健康保険法においては全然規定はございませんが、そういう点につきましては規定を設けてございます。或いは長期給付について申し上げます、傷害給付の場合の規定の中に、厚生年金保険におきましては加算額の場合に二十年以上云々、これに對しましてこの公立学校教職員共済組合の場合には、加算額は十年を超える場合というふうな、内容的に差等がございます。先ほど申しましたように、公立学校教職員共済組合の給付の内容と、厚生年金並びに健康保険の給付の内容との違ひが大体これと同じように該当するものでございまして、

して、大体そういう気持ちで申し上げたのでございまして。
○湯山勇君 私この從來からある私立学校恩給財団並びに私立学校教職員共済会、これの解散の手続でございますが、これは正しく法人の解散の手続を取らないで、便法をとるというふうなことは、私どうかと思うのですが、こういうことは簡単に政令でできているものでございまして、
○政府委員(近藤直人君) 只今ございします財団法人私立恩給財団並びに財団法人私立学校教職員共済会の解散の手続でございますが、これに關しましては、私学恩給財団並びに私学教職員共済会のいふ、複雑な関係がございまして、通常の民法上に規定いたしました解散の規定を、そのままに適用いたしますことは適當でない。殊に基本財産を持つておりますので、さうな意味におきまして、別途政令で規定するといふのでございまして、

これは必要な事項を政令で定める、かようなことにいたしましたわけでありまして。
○湯山勇君 先ず文部大臣にお尋ねいたしますが、この法律を作つたことが、日本の社会保障のシステムにとつていいと思われるか。或いは余りよくないと思われるか。その点先ず一つお伺ひしたい。
○國務大臣(大達茂雄君) 私はこの法律を作ることが、現在の事情からみて、緊急であり、且つ非常に大切なことだと考えております。ただ全体の、社会保障制度全体の体系と申しますか、そういう点からは議論の余地があるかと思ひます。私はその点はよく細かい点はわかりませんが、内容が違ふのでありますから、むしろ公立学校の教職員の共済組合のほうの実質に合はせるべきものである、こういう意味で本法律案を提出したわけでありまして、

それから社会保障制度審議会のほうで、只今のような意見のあることは承知しております。勿論審議会の意見はできるだけ尊重して参りたいと思つておりますけれども、又政府は政府の見るところがありまして、場合によつて審議会と意見を異にする場合がある、こういうことは止むを得ることでありまして、

○湯山勇君 それでは文部大臣、或いは文部省は、この法案を作るときに、厚生大臣、或いは厚生省といふ協賛されたことがあるか、或いはないか。或いは協賛されたり、どういふ話があつたか。概略でいいです、御答弁願ひしたいと思います。

○國務大臣(大達茂雄君) 只今申し上げますように、給付の内容が違ふのであります。実質が違ふのであります。

○湯山勇君 私この從來からある私立学校恩給財団並びに私立学校教職員共済会、これの解散の手続でございますが、これは正しく法人の解散の手続を取らないで、便法をとるというふうなことは、私どうかと思うのですが、こういうことは簡単に政令でできているものでございまして、
○政府委員(近藤直人君) 只今ございします財団法人私立恩給財団並びに財団法人私立学校教職員共済会の解散の手続でございますが、これに關しましては、私学恩給財団並びに私学教職員共済会のいふ、複雑な関係がございまして、通常の民法上に規定いたしました解散の規定を、そのままに適用いたしますことは適當でない。殊に基本財産を持つておりますので、さうな意味におきまして、別途政令で規定するといふのでございまして、

これは必要な事項を政令で定める、かようなことにいたしましたわけでありまして。
○湯山勇君 先ず文部大臣にお尋ねいたしますが、この法律を作つたことが、日本の社会保障のシステムにとつていいと思われるか。或いは余りよくないと思われるか。その点先ず一つお伺ひしたい。
○國務大臣(大達茂雄君) 私はこの法律を作ることが、現在の事情からみて、緊急であり、且つ非常に大切なことだと考えております。ただ全体の、社会保障制度全体の体系と申しますか、そういう点からは議論の余地があるかと思ひます。私はその点はよく細かい点はわかりませんが、内容が違ふのでありますから、むしろ公立学校の教職員の共済組合のほうの実質に合はせるべきものである、こういう意味で本法律案を提出したわけでありまして、

それから社会保障制度審議会のほうで、只今のような意見のあることは承知しております。勿論審議会の意見はできるだけ尊重して参りたいと思つておりますけれども、又政府は政府の見るところがありまして、場合によつて審議会と意見を異にする場合がある、こういうことは止むを得ることでありまして、

○湯山勇君 それでは文部大臣、或いは文部省は、この法案を作るときに、厚生大臣、或いは厚生省といふ協賛されたことがあるか、或いはないか。或いは協賛されたり、どういふ話があつたか。概略でいいです、御答弁願ひしたいと思います。

○國務大臣(大達茂雄君) 只今申し上げますように、給付の内容が違ふのであります。実質が違ふのであります。

○國務大臣(大藏省) 無論政府として法律案を提出してゐるのでありますから、事務的には次官會議においても相談をしております。又政治的には無論閣議の決定を経て提出したのであります。

○農務大臣 それでは文部大臣は、日本の保険のシステムを破壊した、こういうふうにお認めになりますか。そうではない、非常に日本の社会保険のシステムにとつていいことをした、こういうふうにお考えになるか、もう一度お尋ねしたい。

○國務大臣(大藏省) 私はこれでは社会保険のシステムを破壊したとは思つておりません。又どういふ点が破壊になるのか、了解に苦しむものであります。ただ内容が違ふのでありますから、従つてこれを一つの社会保険制度、社会保険法というものを作つて、各種の内容の違ふものを一つの法律に全部規定する、これも一つのやり方でありましよう。併しながら複雑性というものはそれによつて緩和されるものではないと存じます。

○農務大臣 それでは文部大臣はこの法律を作つたことを飽くまでも合理性があると、こう主張されるようです。この法律によつては私は日本の社会保険のシステムがますます複雑化して行く、こういう責任はやはり私は逃れることができないと存じます。従つて私はこれは非常に残念だと思ひます。又この法律をみておきますと、必ずしもこれによつてこの共済組合というものが財政的にも将来必ずしも安全ではない、非常な危険があると、こういうことを思つておりますが、それについて一つ御答弁を願ひます。

○政府委員(近藤直人君) 確かに社会保険制度審議会の御意見といつたしましてこの共済組合そのものが、その給付の内容や財政負担等も十分でないという御意向があつたかと記憶いたしております。併しながらこの給付の種類及び内容につきましては、これは国家公務員共済組合又は公立学校共済組合と全く同様でございまして、この点は健康保険法及び厚生年金保険法のそれと比較いたしまして、先ほど申し上げましたような差違があるかと思ひます。つまりそちらに規定してないものをこちらに規定してあるという違いはあろうかと思ひます。

それから給付に要する財源の問題でございまして、これは約七万六千人の組合員及び学校法人の掛金と、長期給付に要する費用の、この規定では一割の国庫補助金でございまして、或いは御指摘のごとく財源上御懸念の点があるかと思ひますが、併しながら保険数理の計算によりまして、組合員の掛金の率も又国家公務員共済組合、又は公立学校共済組合のそれと大体におきまして同程度で運営ができる見通しがついておりますので、この点につきましては御懸念の点はないのではないかと考えております。

なおこれは御承知と思ひますが、長期給付につきましては脱退残存表とか、死亡生残表とか、或いは給付指数とか、或いは又予定利率等を勘案いたしまして掛金率を規定するのでございまして、只今私どもの計算いたしておりますのは予定利率を国債の利廻りの五分五厘と予定いたしまして、この百分の十の補助率では運営できるとい

うふうな結論に達してあるのでござい

ます。

○農務大臣 只今の管理局長の御答弁には私は承服できません。これはいろいろ意見の相違とおつしやれば止むを得ないことですが、私は将来やはり非常な危険があると思ふ。

それから又本制度によるものの積立金が必ずしも私学振興のために役立つ、こういうふうな保証はないと思ふのですが、この点は如何でござい

○政府委員(近藤直人君) 只今の御質問は積立金のお話でございまして、これは四十一條の責任準備金の意味と解釈いたしまして、これはその「責任準備金の運用その他組合の会計及び財務について必要な事項は、政令で定め

る。」という点を御指摘なさつたのだらうと思ひますが、この責任準備金の運用につきましては、これは重要な問題でございまして、たとえて申しますれば、厚生年金保険におきましては、これは大蔵省の資金運用部には預託してありますので、さうな意味にお

きまして、この責任準備金も又さういふふうなことになるのではないかと、御懸念はあらうかと思ひますが、この点につきましては私が大蔵当局と折衝いたしまして結果におきましては、これはこの組合がこれを運用するとい

うことになりまして、但しその責任準備金の運用の方法、つまりどのくらい国債に投資するか、或いは社債に投資するか、或いはその他の金融債に投資するかという点につきまして

は、これは政令で必要な事項を定めるというところでございまして、これは公立学校共済組合の場合とはば同様な監

督は、これは大蔵当局がやることは止むを得ない。但しこの責任準備金の運用そのものにつきましては、これは飽くまでもその組合が自主的に運用するということとでございまして。

○農務大臣 時間が余りございませうから、私の質問は終りたいと思ひますが、この私立学校教職員共済組合法案というものが、いろいろ検討してみたのですが、いろいろな将来に亘つて問題がたかさんあると思ふのでござい

ます。そういう意味合いで私はこういう法律が而も急遽さつき湯山委員から申されましたが、非常に慌てて出された、こういうことは私はこの共済組合という重大なものに対する文部省の態度というものはどうしても私

は合点が行かない、こういう点だけを申し上げまして、私一人が質問するといふわけにも参りませんから、これで私の質問を終りたいと思ひます。

○高野一夫君 私は多少堂々議員長のお話で或る分は尽きてゐるかと思ひますが、一言だけ伺つておきたいことは、これは先ほど社会保険制度のシステムの問題が出ましたが、社会保険制度は別問題といたしまして、少くとも健康保険関係で、このようものが幾つもあつちこつちに窓口がたかさんあるといふことが、行政機構の簡素化といふことから考えますと、極めて逆

の方向に向つてゐるようには私は考えま

す。それで疾病の予防、或いは負傷、腐疾、死亡、分曉、そういうようなことに関する限りは、できるだけ窓口を統一して、こういうことを扱つてゐる厚生省所管においてまとめてやるほうが、横のいろ／＼給付の内容、或いは医療報酬、そういう点についても不

平というものが起らない。それで事務も簡略化されると思ふのでござい

ます。が、将来、私はこの法案の責任については何も質問上げません。ただ今後の問題としてそういうことをお考えにならないかどうか。将来又そういうような案ができたならば、そういう法が極めて適當であるとお考えになるのかどうか、一応先ず私は大臣の御見解を伺う前に、文部省事務当局の局長の御意見を伺つて、あとで大臣の御意見を一応聞かして頂きたい。

○政府委員(近藤直人君) 只今のお話は、要するに社会保険制度の一元化といふことに対する考えはどうかといふことかと考えますが、社会保険制度の一元化という問題につきましては、これはいろいろ見解があるかと思ひま

す。窓口を一つにするという意味もございまいしやうが、或いは給付の内容につきまして、内容的にこれを一元化するといふ意味もございまいしやうし、これはいろいろ私は判断がなされるのではないかと存じます。

ここで私も考えましたことは、社会保険制度の一元化といふことは、これは成るほど将来の姿として福祉国家を考えた場合には、これは或いはさういつた意味のことと……。

○高野一夫君 私はさういふことを聞いていない。私の言うのは、社会保険制度のいろ／＼な、例えば失業保険も、いろ／＼なこともありますが、それは除外して、疾病に関する健康保険的なことをお伺ひしたい。

○政府委員(近藤直人君) ではお答えいたします。ただこの法律を作りました理由は先ほど申しましたように、私学振興会法を作りましたときの附帯決

議の趣旨に即ちておるのでありますし、又私学の要望もございまして立案いたしました。御指摘のように、例えば健康保険に一元化する、或いは厚生年金保険に一元化するということも、これは一つの考え方であると思ひますが、只今これを、公立学校教職員共済組合と均等を保つたものを作るという意味合いをもちまして当初立案しておりますので、この案におきましても、やはりでき上つたものは、健康保険の給付内容と必しも一致しておらん、或いはそれを上廻つておるといふ結果になつておるのでございまして、一元化のお話はいく分るのであります。が、結論といたしましては公立学校共済組合の給付内容と同程度のものになつておるとは止むを得ないと思ひます。

○高野一夫君 ちよつと委員長、私の申上げるのはこの法案がいいとか悪いとかを触れていない、最初お断りしておる。将来そういうような健康保険関係のシステムがちゃんと窓口の整理をされた行政機構の簡略化ということも考えられる、給付の内容の統一ということも考えるとしたならばそのほうがいいとお考えになるかどうか。

○政府委員(近藤直人君) 将来社会保健制度の一元化、あらゆる意味におきましてその内容的にも、又今おつしやいました行政機構的にも、理想的に考える、実現されることであれば或いは必しも反対するものでないと思ひます。

○高野一夫君 大臣はどういうお考えでしょう。

○國務大臣(大達茂雄君) これは先にそういうものができるかどうかとい

う予想の問題であります。私は今日の社会のいろ／＼な各業態、いろ／＼な関係からこれはなかなか容易にはできない、併し将来そういう立派な保障制度ができ、どの職におる人もどういふ地位におる人も皆等しく同一な恩恵に浴することができるような制度ができればこれは結構、そういう工合に一元化するといふ……。

○高野一夫君 どうもびんと来ないのだけれども、そういうような制度ができるかできないか分らんけれども、予想ではなくして、そういう制度ができると我々は考えるし、又でかさなければいけないと思うのですけれども、そういう制度ができることはそれはお考えにならないでしょうか。

○國務大臣(大達茂雄君) できることは希望いたします。

○高野一夫君 その辺で打切つておきます。

○委員長(川村松助君) 外に御質疑ございせんか。

○有馬英二君 この条文を見ますと第五章の条文の中に主として取扱つておるのは疾病関係であります、勿論退職もございすけれども、災やうといふことがこれに取入れてある、どういふわけでここに災やうを取入れておるのか。

○政府委員(近藤直人君) 御質問の点は短期給付の点かと思ひますが、罹災給付のお話でございますが、罹災給付につきましてはこれは御承知と思ひますが、健康保険の上では只今規定はございせん。(もつと大きな声で願ひます)と呼ぶ者あり)これは公立学校共済組合及び私立学校教職員共済組合におきましては、この規定を設けまし

て、例えば今回の九州の災害の場合には早速これから災害見舞金を出すというところが早速できるわけでありまして、それらにつきましては只今は健康保険ではそういう規定はございせん、その点は相違がございします。

○有馬英二君 その点はここに特に災やうといふのが取入れておるのか、一般の保険業務から離れておると私は思ふのですが、特にそれを入れておるのはどういう意味でそれを取入れたのですか。

○政府委員(近藤直人君) 先ほど申し上げましたようにこの私立学校教職員共済組合法の提案の基準といたしまして、大体国家公務員共済組合法、それは只今公立学校共済組合に準用されておりますが、この公立学校共済組合の給付内容に全く準じておりますので、御指摘のようなことに相成るのではなかつたかと考へます。要するに公立学校共済組合の給付内容と全く同程度の規定を設けたのでございします。

○有馬英二君 その災やうの範囲はどういう種類及び範囲はどういうよう……。

○政府委員(近藤直人君) それはあの国家公務員の共済組合法の規定がございします、共済組合法の五十三条には弔慰金の規定がございします。又五十四条には災害見舞金の規定がございします。その規定をその儘準用いたしております。

私は厚生関係のかたに少し質問をした点がありますので、厚生省の関係のかたの御出席を求めたいと思ひます。

○榊森芳夫君 法案によりまして例えば私立学校に勤めておつて、公立学校に行く、こういう場合に年金の受給はどうなるのですか。

○政府委員(近藤直人君) 私立学校に勤めておりました公立に行きます場合は、一応制度的には切れます。

○榊森芳夫君 これは非常に重大なことと思ふのです。従つて私立の学校から公立に行く、こういう場合、或いは逆の場合もあると思うのですが、将来この難問題を解決する途はございすか、如何ですか。

○政府委員(近藤直人君) その問題は例えれば国家公務員が私立学校の教職員の場合に入るといふ場合におきましても、一応切れます、又その逆の場合もあり得ます、いずれもその間の通算の規定はございせん、その問題につきましてはただ単にこの私立学校教職員共済組合法の問題のみならず、その他の共済組合法の場合におきましてもそのような問題があると思ひます。その点はたしかに御指摘の通り問題でございします、将来考究しなければならぬ問題と考へております。

あるのです、そういう道が開けないという、これは大変だと思ふのであります。而も道が開けない、こういうことは非常に重大だと思ふのです。従つて政府は先の展覧ですが、今度の適用範囲を拡大のいろいろ違ふものがあるから違ふのですといふのでなしに、一つにして行くといふことを努力をされたかつかといふことです。私としても了解しにくいと思ふのです、将来そういう途がない、これは重大な問題だと思ふ、年金といふ意味で、そういう意味で今度そういう道がふさがれる、そういう法律を作るといふことは、私は諄いようですが大変大きな問題である、こういうふうに考へます。

○木村守江君 只今須藤君からの質問に対して、このあと厚生関係の人に質問しなければ、この法案の審議を進めないという提案がありまして、委員長は了承したというように考へておられますが、どういふような運びをなさるお考えですか。

○委員長(川村松助君) 須藤君の意向を聞いて取計らおうと思つております。

○木村守江君 須藤君の言う通り取計らうといふのですか、須藤君の意見を聞いて、それに対して……。

○須藤五郎君 私が要求しましたのは、この法案は文部省と厚生省との間に意見の対立があるように思ふのです。少くとも厚生委員会と文部委員会との間に意見の一致がむずかしいように考へられるわけです。それで私たちは文部委員会として厚生省関係の人の意向をやはり聞いておきたい点があるわけです。今の質疑の中で厚生省の関

係官の意見を聞きたい点が生じたから私は出席を求めるわけです。

○木村守江君 私には只今の須藤君の意見には残念ながら反対をしなければならぬと思うのです。この問題は飽くまで厚生省関係のかたゝの只今の質疑がありましたが、これは厚生省関係のかたゝは、厚生省関係の立場からいろいろ御意見があるだろうと思うのです。或いは文部委員としては、これは今日の合同委員会を終わりましたあとには、文部委員会独自できめて差支えないものであるという考えであります。

○須藤五郎君 それは私はこの法案に賛成したい気持はあるのです。併し物を明らかに審議しなくては賛成できないと思うのです。ですから、その点を明らかにするために出席を求めるわけです。

○委員長(川村松助君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(川村松助君) 速記を始め

て。他に御発言ございませんか。御質疑が終了したようでございますが、連合委員会は本日をもって終了したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 文部、厚生連合委員会はこれを以て散会いたします。

午後七時五十二分散会

昭和二十八年九月三日印刷

昭和二十八年九月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局